**休 業 協 定 書（例）**

〇〇株式会社と〇〇株式会社労働組合とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1. 休業の実施予定時期等

休業は令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日までの間において、これらの日を含め、　　日間実施する。ただしそのうち　日間は短時間休業とする。

1. 休業の時間数

休業は、　　時　　分～　　　時　　分までの間行う。

ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち　　時間行う。

1. 休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね　人を出来る限り輪番によって休業させるものとする。（ただし短時間休業の場合は全従業員を一斉に休業させる。）

1. 休業手当の額の算定基準

休業日は、1日当たり、次の（１）によって算定した額の　％相当額の休業手当を支給する。

ただし短時間休業の場合、１時間当たり、次の（２）によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には　　手当と　　手当を含むものとする。

1. 1日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷1月の所定労働日数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金　その時間額×1日の所定労働時間数

（2）　1時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金　　その月額÷1月の所定労働日数

÷1日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金　　その日額÷1日の所定労働時間数

1. 時間ごとに支払う賃金　その時間額
2. 雑則

この協定は令和　　年　　月　　日に発効し、令和　　年　　月　　日に失効する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　〇〇株式会社　　　　代表取締役〇〇　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　〇〇株式会社労働組合　執行委員長〇〇　　　　　印